

## くらし安全安心だより

### 天皇陛下の退位に便乗した商法にご注意！

#### 【相談事例】

見知らぬ事業者から「平成から**年号が変わる**。天皇陛下の**アルバム**を買わないか」と**電話**があり、皇室に興味があったので、少し話を聞いてしまった。本来8万円だが、3万8千円で買えると言われた。最終的に**断ったのに**一方的に自宅にアルバムが**配送**され、夫が**受け取ってしまった**。

(70歳代 女性)

#### 【アドバイス】

★**天皇陛下の退位に便乗して、アルバム、掛け軸などの購入を電話**で持ち掛けられたとの相談が寄せられています。中には**長時間に渡って勧誘**された、**断っているのに執拗に勧誘**されたという強引なケースもあり、注意が必要です。

★話を聞いてしまうと断りにくくなってしまいます。購入する意思がない場合には、**早いうちにはっきりと断りましょう**。

★注文や承諾していない商品が届いた場合は、**代金を支払わず受け取り拒否**をしましょう。受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑がかかるということはありません。「誰が注文したか分からない荷物は受け取らない」というルールを家族で作っておくのも一つの方法です。

★困ったときは、**早めに消費生活センターに相談**ください。

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひ相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時～午後4時（☎23-5800）